

魚沼市西部地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人魚沼福祉会が魚沼市からの事業委託により開設する魚沼市西部地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う包括的支援事業及び指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう説明する。
- 5 事業の運営に当たっては、魚沼市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害福祉制度の関係者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な事業者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 魚沼市西部地域包括支援センター
(2) 事業所の所在地 新潟県魚沼市徳田 112 番地 1

第4条 事業者は、職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1 人
- 管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、適切に事業を実施できるよう総括する。
 - 管理者は以下の担当職員の中から兼務することが出来るものとする。
- (2) 担当職員
- | | |
|---------------|-------|
| 保健師又は経験のある看護師 | 1 人以上 |
| 社会福祉士 | 1 人以上 |
| 主任介護支援専門員 | 1 人以上 |
| 介護支援専門員 | 1 人以上 |
- 担当職員は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし祝日および12月29日から1月3日を除く日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(事業所の基本機能)

第6条 事業所は、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準(魚沼市条例第 15 号)第 32 条の規定に従って行うこととし、詳細は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は事業所内又は利用者の居宅等とする。
- (2) サービス担当者会議の開催場所は、原則として利用者の居宅とする。ただし、必要に応じて事業所内、あるいは居宅介護サービス事業者等の事務室等を用いる。
- (3) 利用者の居宅への訪問は次のとおりとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り介護予防サービス事業者を訪問する等の方法により利用者と面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の状況を把握するものとする。
 - ①サービス提供開始月
 - ②サービス提供開始月の翌月から起算して 3 ヶ月に 1 回以上
 - ③サービス評価期間が終了する月
 - ④利用者の状況に著しい変化があったとき
- (4) (3) によるサービスの実施状況及び利用者の状況の把握 (モニタリング) の結果については、少なくとも月 1 回以上は記録する。

(事業の委託)

第 8 条 事業所は、必要に応じ、介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。その場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(記録の保存)

第 9 条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防サービス計画
 - (2) アセスメントの結果記録
 - (3) サービス担当者会議等の記録
 - (4) モニタリングの結果記録
 - (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (6) 苦情の内容等に関する記録
 - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常事業を実施する地域は、次のとおりとする。

魚沼市西部圏域（平成 16 年 10 月 31 日以前の堀之内町の全域および広神村の藪神地域）

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
 - (3) 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的実施すること
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は当該利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに魚沼市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事故により、利用者又は第三者に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(秘密保持)

第 13 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を服務心得として職員就業規則に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 14 条 事業者は感染症の発生又はそのまん延の防止をするために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ることとする。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

2 事業者は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について衛生的な管理を行う。

(苦情処理・ハラスメント)

第 15 条 事業者は、提供したサービスについて利用者又はそのご家族からの苦情は、迅速適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

5 事業者は、あらゆるハラスメントについて次のように定義し必要な措置を講ずる。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の行為は組織として許容しない。職員、取引先業者、ご利用者及びその家族等を対象とする。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

(2) ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修を実施し、定期的に発生状況の把握に努め、再発防止に努めるものとする。

(3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置や、利用契約の解約等の措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「教務継続計画（BCP）」という。）を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業者は、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に事業が実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

なお、研修は、次のとおり設けるものとする。

- | | |
|---------|---------------|
| ① 採用時研修 | 採用後 2 カ月以内に実施 |
| ② 継続研修 | 年 2 回以上実施 |

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。